

告 示

埼玉県告示第四百六十号

次に掲げる宅地建物取引業者の事務所の所在地又はその業者の所在が確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第六十七条第一項の規定により、その旨公告する。

この公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和四年五月六日

埼玉県知事 大野元裕

商号又は名称	氏名（法人にあっては代表者の氏名）	主たる事務所の所在地
帝国住販株式会社	大野 涼太	東京都港区浜松町二丁目一番十二号（宅地建物取引業法上の主たる事務所の所在地 埼玉県戸田市冰川町二丁目六番三号）